法律の現場から 160

同意と誘拐

弁護士　村上　光平

11月、相次いで女児誘拐事件が発覚しました。犯人は、いずれも子どもとSNSで知り合った成人男性でした。被害に遭われた女の子は保護され、本当に良かったです。

スマートフォンが広く普及し、子どもがSNSを利用するようになって、しばしばSNS上で知り合った大人のところへ子どもが家出をする事件が発生するようになりました。法律的には、家出をした本人が同意していても、親の同意なく子どもを家に住まわせると未成年者略取罪が成立する可能性があります。

法律は、子どもの権利だけでなく、親の権利である監護権も保護しているのです。誘拐されることに子どもが同意しても、親が子どもを監護する権利を侵害し犯罪となることがあります。

未成年者略取罪は、子どもだけでなく、親も被害者なのです。

生活に関わるお悩み、気軽にご相談ください
「くらし支える相談センター」　052-916-7702
平日13時～17時

■ちくさ事務所
名古屋市千種区池下一丁目6番20号チサンマンション池下306（池下駅から徒歩約5分、東部医療センターから約10分）

北医療生協
無料法律相談

なるべく早く相談をお受けできるよう、相談希望日をお聞きし、弁護士との日時の調整を行っています。申し込みの際には、希望日時をお伝えください。

予約制のため、申し込みは事前に電話で。
☎(052)914-4554
（組織担当課）くらしの委員会
■会場　名古屋北法律事務所
（地下鉄「平安通」下車すぐ）
住所：名古屋市北区平安2-1-10
第5水光ビル3階